

第25号様式（第32条関係）

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
	年 月 日生
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	高知県知事 印

↑ 6.0センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

注意事項

- 1 この証明書は、当該職にある限り有効とする。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

都市計画法（抜粋）
（立入検査）

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第93条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) 略
(3) 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第94条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第91条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。